



国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第1課
(電話) 06-6949-6445



厚生労働省 大阪労働局

問い合わせ先
(所属) 労働基準部監督課
(電話) 06-6949-6490

平成29年6月23日

近畿運輸局長と大阪労働局長が共同で旅行業界団体に貸切バス運転者の過労運転防止等の協力要請を実施

バス事業は、手軽で身近な輸送手段として通勤をはじめとした移動手段としての役割はもちろん、国内外の観光客に各地域の魅力を伝える観光産業を支えており、観光立国の実現に向けた国際・国内観光の拡大・充実のためには、その役割が益々重くなっています。

しかし、昨年1月の長野県軽井沢町におけるスキーバス転落事故のように一たび事故が発生した場合は、多くの方が被害に巻き込まれる危険性を有しており、安全・安心なバス運行が強く求められていることも事実です。

過密な旅行行程やバス事業者が顧客の要望を拒否しづらい立場にあることなどバス事業者のみの努力で改善することが困難な要因もあることから、近畿運輸局（局長 若林陽介）及び大阪労働局（局長 苧谷秀信）は、平成29年6月14日、旅行業界団体3団体に対して、貸切バス運転者の過労運転防止等について、協力要請を行うとともに、バス事業者団体にも協力要請を行い、その後、意見交換を行いましたのでお知らせします。

貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮

- 1 適正な運賃・料金收受等
- 2 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）への配慮

<要請先> 一般社団法人 全国旅行業協会 大阪府支部
一般社団法人 日本旅行業協会 関西支部
協同組合 大阪府旅行業協会

一般社団法人 大阪バス協会

改善基準告示の概要

- (1) 拘束時間
 - ① 勤務開始から勤務終了までの拘束時間は最大でも16時間（2人乗務の場合※注は20時間）以内
※注 車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限りです。
 - ② 2暦日にわたる長距離運行等を行うバス運転者の勤務開始から勤務終了までの拘束時間は、最大でも21時間※注以内
※注 仮眠施設において夜間4時間以上の仮眠時間を与える場合は、一定の要件の下で最大24時間以内とすることも可能です。
- (2) 運転時間
 - ① 運行前日の運転時間を確認し、運行当日の運転予定時間と平均して1日当たりの運転時間が9時間を超えないこと
 - ② 運転開始後4時間以内に運転を中断して30分※注以上の休憩を確保
※注 少なくとも1回につき10分以上の休憩による合計30分以上の分割休憩も可能です。

・添付資料

「貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について
(協力要請)」(写)

(写)

近運自一第196号
大労発基0614第1号
平成29年6月14日

一般社団法人 全国旅行業協会 大阪府支部長
一般社団法人 日本旅行業協会 関西支部長
協同組合 大阪府旅行業協会長

殿

近畿運輸局長

大阪労働局長

貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について
(協力要請)

平素は、運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、バス事業は、手軽で身近な輸送手段として通勤をはじめとした移動手段としての役割はもちろん、国内外の観光客に各地域の魅力を伝える観光産業を支えており、観光立国の実現に向けた国際・国内観光の拡大・充実のためには、その役割が益々重くなっているところです。

一方で、平成24年4月の関越自動車道における高速ツアーバス事故、昨年1月の長野県軽井沢町における貸切バス事故のように一たび事故が発生した場合は、多くの方が被害に巻き込まれる危険性も有しており、安全・安心なバス運行が強く求められていることも事実です。

このため、軽井沢町における貸切バス事故を受けて、これまで国土交通省近畿運輸局では、

- ・旅行者向けの説明会において貸切バスの運賃・料金制度等の周知

・適正化事業実施機関として「一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター」発足
厚生労働省大阪労働局では、

- ・バス協会に対する労働時間管理等徹底の要請
- ・バス協会未加入事業者に対する労働時間管理等徹底の個別要請

両局が連携して、

- ・貸切バス事業者緊急講習会の開催
- ・貸切バス事業者に対する緊急合同監査・監督の実施

などの取組を実施してきたところです。

しかしながら、バス事業者については、

- ・運賃・料金の下限割れによる運行の実態がある。
- ・労働基準法や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）等の労働時間関係法令等の違反率が高い水準で推移している。

という現状もみられます。

これらの要因としては、バス事業者の努力で改善する必要がありますが、過密な旅行行程やバス事業者が顧客の要望を拒否しづらい立場にあることが考えられるなどバス事業者のみの努力で改善することが困難であることが懸念されることから、この度、旅行業協会の皆様に適正な運賃・料金や改善基準告示に配慮した旅行行程や契約についての協力要請をさせていただくこととしました。

以上のような状況を斟酌いただき、別添の要請事項につきまして、特段の御理解と御協力を賜ると共に貴団体傘下の会員各社への周知方、よろしくお願い申し上げます。

要請事項

1 適正な運賃・料金收受等

平成 28 年 11 月より、貸切バス事業者が運送を引き受けた場合に運送の申込者に対して交付する書面である運送申込書／引受書に、運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することになりました。つきましては、運送申込書／引受書に記載された運賃及び料金が、上限額及び下限額の範囲内となっていることを確認していただき、届出運賃・料金を遵守いただくようお願いします。

貸切バス事業者から旅行業者に支払う手数料等については、名目の如何によらず、実質的に運賃・料金の下限割れとならないよう配慮願います。

2 バス運転者の過労運転防止のために

発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるよう発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）に配慮願います。

(1) 拘束時間

- ① バス運転者の勤務開始から勤務終了までの拘束時間が最大でも 16 時間（2 人乗務の場合※注は 20 時間）以内となるように旅行計画を配慮いただくこと。

※注 車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限りです。

- ② 2 暦日にわたる長距離運行等を行うバス運転者の勤務開始から勤務終了までの拘束時間は、最大でも 21 時間※注以内となるように旅行計画を配慮いただくこと。

※注 仮眠施設において夜間 4 時間以上の仮眠時間を与える場合は、一定の要件の下で最大 24 時間以内とすることも可能です。

(2) 運転時間

- ① バス運転者の運行前日の運転時間を確認し、運行当日の運転予定時間と平均して 1 日当たりの運転時間が 9 時間を超えることがないことを確認いただくこと。
- ② バス運転者が運転開始後 4 時間以内に運転を中断して 30 分※注以上の休憩が確保できるよう旅行計画を配慮いただくこと。

※注 少なくとも 1 回につき 10 分以上の休憩による合計 30 分以上の分割休憩も可能です。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第一課
電話番号 06-6949-6445

大阪労働局労働基準部監督課
電話番号 06-6949-6490

(写)

近 運 自 一 第 1 9 6 号 の 2
大 労 発 基 0 6 1 4 第 1 号 の 2
平 成 2 9 年 6 月 1 4 日

一般社団法人 大阪バス協会長 殿

近 畿 運 輸 局 長

大 阪 労 働 局 長

貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について
(協力要請)

平素から運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近畿運輸局及び大阪労働局におきましては、別添のとおり、旅行業界団体に対し、貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について協力要請を行いました。

つきましては、貴協会会員事業場におかれましても、適正な運賃・料金の收受及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の遵守徹底について、貴協会の傘下会員の皆様に周知していただくとともに、より一層の取組をお願いいたします。

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課
電話番号 06-6949-6445

大阪労働局 労働基準部監督課
電話番号 06-6949-6490

近運自一第196号
大労発基0614第1号
平成29年6月14日

一般社団法人 全国旅行業協会 大阪府支部長
一般社団法人 日本旅行業協会 関西支部長
協同組合 大阪府旅行業協会会長

殿

近畿運輸局長

大阪労働局長

貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について
(協力要請)

平素は、運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、バス事業は、手軽で身近な輸送手段として通勤をはじめとした移動手段としての役割はもちろん、国内外の観光客に各地域の魅力を伝える観光産業を支えており、観光立国の実現に向けた国際・国内観光の拡大・充実のためには、その役割が益々重くなっているところです。

一方で、平成24年4月の関越自動車道における高速ツアーバス事故、昨年1月の長野県軽井沢町における貸切バス事故のように一たび事故が発生した場合は、多くの方が被害に巻き込まれる危険性も有しており、安全・安心なバス運行が強く求められていることも事実です。

このため、軽井沢町における貸切バス事故を受けて、これまで国土交通省近畿運輸局では、

- ・旅行者向けの説明会において貸切バスの運賃・料金制度等の周知

・適正化事業実施機関として「一般財団法人 近畿貸切バス適正化センター」発足
厚生労働省大阪労働局では、

- ・バス協会に対する労働時間管理等徹底の要請
- ・バス協会未加入事業者に対する労働時間管理等徹底の個別要請

両局が連携して、

- ・貸切バス事業者緊急講習会の開催
- ・貸切バス事業者に対する緊急合同監査・監督の実施

などの取組を実施してきたところです。

しかしながら、バス事業者については、

- ・運賃・料金の下限割れによる運行の実態がある。
- ・労働基準法や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）等の労働時間関係法令等の違反率が高い水準で推移している。

という現状もみられます。

これらの要因としては、バス事業者の努力で改善する必要がありますが、過密な旅行行程やバス事業者が顧客の要望を拒否しづらい立場にあることが考えられるなどバス事業者のみの努力で改善することが困難であることが懸念されることから、この度、旅行業協会の皆様に適正な運賃・料金や改善基準告示に配慮した旅行行程や契約についての協力要請をさせていただくこととしました。

以上のような状況を斟酌いただき、別添の要請事項につきまして、特段の御理解と御協力を賜ると共に貴団体傘下の会員各社への周知方、よろしくお願い申し上げます。

要請事項

1 適正な運賃・料金收受等

平成 28 年 11 月より、貸切バス事業者が運送を引き受けた場合に運送の申込者に対して交付する書面である運送申込書／引受書に、運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することになりました。つきましては、運送申込書／引受書に記載された運賃及び料金が、上限額及び下限額の範囲内となっていることを確認していただき、届出運賃・料金を遵守いただくようお願いします。

貸切バス事業者から旅行業者に支払う手数料等については、名目の如何によらず、実質的に運賃・料金の下限割れとならないよう配慮願います。

2 バス運転者の過労運転防止のために

発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）に配慮願います。

(1) 拘束時間

- ① バス運転者の勤務開始から勤務終了までの拘束時間が最大でも 16 時間（2 人乗務の場合※注は 20 時間）以内となるように旅行計画を配慮いただくこと。

※注 車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限りです。

- ② 2 暦日にわたる長距離運行等を行うバス運転者の勤務開始から勤務終了までの拘束時間は、最大でも 21 時間※注以内となるように旅行計画を配慮いただくこと。

※注 仮眠施設において夜間 4 時間以上の仮眠時間を与える場合は、一定の要件の下で最大 24 時間以内とすることも可能です。

(2) 運転時間

- ① バス運転者の運行前日の運転時間を確認し、運行当日の運転予定時間と平均して 1 日当たりの運転時間が 9 時間を超えることがないことを確認いただくこと。
- ② バス運転者が運転開始後 4 時間以内に運転を中断して 30 分※注以上の休憩が確保できるよう旅行計画を配慮いただくこと。

※注 少なくとも 1 回につき 10 分以上の休憩による合計 30 分以上の分割休憩も可能です。

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第一課
電話番号 06-6949-6445

大阪労働局労働基準部監督課
電話番号 06-6949-6490